

道の駅「奥永源寺溪流の里」を拠点とした自動運転サービス  
地域実験協議会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「道の駅「奥永源寺溪流の里」を拠点とした自動運転サービス地域実験協議会」（以下、「地域実験協議会」と称する。

（目的）

第2条 地域実験協議会は、道の駅「奥永源寺溪流の里」を拠点とした自動運転サービス実証実験が計画的かつ効率的な準備・検討の推進が図られるよう、必要な検討と調整を行うことを目的とする。

（検討調整事項）

第3条 地域実験協議会は、次の事項について検討と調整、検証を行う。

- （1）実験実施計画の検討
- （2）実験実施に係る関係機関との調整
- （3）実験の実施及び実験結果の検証
- （4）その他必要な事項

（構成）

第4条 地域実験協議会の委員は、別紙の委員で構成する。

2. 委員の追加・変更は、地域実験協議会の承認を得るものとする。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、地域実験協議会での検討と調整、検証が完了するまでとする。

（会長）

第6条 地域実験協議会の会長は、京都大学 宇野伸宏教授を、副会長は、**京都大学 松島格也准教授**をもって充てる。

2. 会長は、地域実験協議会の会務を総括する。
3. 会長が職務を遂行できない場合は、予め会長が指名する委員が、その職務を代理する。
4. 会長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

（地域実験協議会の運営）

第7条 地域実験協議会は、会長の発議に基づいて開催する。

2. 地域実験協議会は、運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

（守秘義務）

第8条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(地域実験協議会の公開について)

第9条 地域実験協議会は、実証実験のための検討・調整を行うことから、原則非公開にて開催するものとする。なお、会議の内容により公開とする場合もある。

(事務局)

第10条 事務局は、国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所管理第二課、滋賀県土木交通部交通戦略課、滋賀県土木交通部道路課、東近江市都市整備部都市基盤整備課に置くものとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、出席委員の過半数の賛同をもって行うことができるものとする。

(付 則)

この規約は、平成29年7月18日から施行する。

この規約は、令和元年 月 日から施行する。

**道の駅「奥永源寺溪流の里」を拠点とした自動運転サービス  
地域実験協議会 委員等名簿** (敬称略)

委 員	所 属
宇野 伸宏	京都大学大学院 工学研究科 教授
松島 格也	京都大学大学院 工学研究科 准教授
吉田 秀範	滋賀県 土木交通部 技監
渡辺 正人	滋賀県 土木交通部 交通戦略課長
中辻 克明	滋賀県 土木交通部 道路課長
平林 光彦	滋賀県 東近江土木事務所長
高川 典久	東近江市 都市整備部長
栗田 尚樹	東近江市 永源寺支所長
筒居 昭博	滋賀県警察本部 交通規制課長
瀧岡 英典	東近江警察署長
池田 則之	奥永源寺溪流の里運営協議会 会長
小門 信也	道の駅「奥永源寺溪流の里」 駅長
仲谷 正敏	永源寺東部地区自治会長会代表 紅葉尾町自治会長
疋出 廣幸	黄和田町自治会長
森 信一	蓼畑町自治会長
上田 哲	政所町自治会長
谷田 市郎	箕川町自治会長
小椋 重則	蛭谷町自治会長
有馬殿 清	君ヶ畑町自治会長
野村 義明	一般社団法人滋賀県バス協会 専務理事
濱田 隆久	一般社団法人滋賀県タクシー協会 専務理事
種村 馨	一般社団法人滋賀県トラック協会 専務理事
雄谷 誠祐	ヤマハモーターパワープロダクツ(株)取締役 LLV 事業推進部長
小林 正治	国土交通省 近畿地方整備局 道路部 交通対策課長
森本 和寛	国土交通省 近畿地方整備局 滋賀国道事務所長
戸田 辰司	国土交通省 近畿運輸局 自動車交通部 旅客第一課長
山名 生也	国土交通省 近畿運輸局 自動車技術安全部 技術課長
酒井 敏一	国土交通省 近畿運輸局 滋賀運輸支局 首席運輸企画専門官
関谷 浩孝	国土技術政策総合研究所 道路交通研究部 高度道路交通システム (ITS) 研究室長